

安全衛生委員会規程

筑後運送株式会社

目次

章	項目
第1章	総則
第2章	組織
第3章	委員会の運営
付則	

第1章 総則

(目的)

第1条 本委員会は、会社の安全及び衛生管理の円滑な運営を期し、広く従業員の意見を聞き、安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

この規程は、会社の安全衛生管理体制を明確にすることで会社における安全衛生

(審議事項)

第2条 本委員会は、次の事項について審議答申する。

- (1) 従業員の危険及び健康障害を防止するための基本対策
 - (2) 労働災害の原因及び再発防止対策
 - (3) 安全衛生に関する規程の作成に関する事
 - (4) 年間安全衛生管理計画の作成に関する事(安全衛生教育、健康の保持増進措置を含む)
 - (5) 新規に設置する機械器具その他の設備導入の安全衛生の確保に関する事
 - (6) 定期健康診断等の結果に基づく対策に関する事
 - (7) 安全衛生目標の設定に関する事
 - (8) リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
 - (9) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善(PDCA)に関する事
 - (10) 精神的健康を含めた健康保持増進のための活動計画に関する事
 - (11) 長時間労働による健康障害防止を図るための対策の樹立に関する事
 - (12) 労働基準監督署等から安全衛生に関して文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関する事
- 2 本委員会は、審議結果について、会社に対して必要な意見を述べる。

(会社の責務)

第3条 本委員会が提出した意見について、会社はその実現に努力する。

第2章 組織

(構成)

第4条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長(社長又は取締役)
 - (2) 委員
 - 2 委員長は社長が指名する。
 - 3 委員は次の内から委員長が指名した者とする。
- なお、委員の半数は、労働組合(注:労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は「従業員の過半数を代表する者」)の推薦に基づき指名しなければならない。
- ①安全管理者
 - ②安全衛生推進者
 - ③衛生管理者
 - ④労働組合(安全衛生推進リーダー・サブリーダー)

(職務)

第5条 本委員会の議長は原則として委員長がつとめる。

2 委員長から指名された場合は、指名されたものが議長をつとめる。

(委員の数)

第6条 委員の数は、委員長を除き20名以内とする。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第3章 委員会の運営

(委員会の開催)

第8条 委員会は次により委員長が招集し、開催する。

- (1) 原則として毎月1回
- (2) 委員の過半数から要請のあった場合
- (3) 重大災害が発生した場合
- (4) その他委員長が必要と認めた場合

(委員会の運営)

第9条 委員会は、会社の代表委員及び従業員の代表委員の各々の過半数の出席を以って成立する。

- 2 議決は全会一致を原則とする。
- 3 必要な時は関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(決定事項の通知)

第10条 委員長は、委員会での決定事項を従業員にすみやかに掲示、広報等により周知する。

(事務局の業務)

第11条 委員会の事務局は安全推進部に置く。

- 2 事務局の業務は、次のとおりとする。
- (1) 議事録の作成と保管およびその他の事務
- (2) 議題と関係資料の作成及び配布
- (3) 決定事項の実施状況等の委員会への報告

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃する場合は、委員会の議決を必要とする。

(付則)

この規程は、2021年 7月 19日より施行する。

改訂履歴

2021.12.15

委員会の議長の指名に関する事。
組織(構成)を現状に合わせて改訂。